

改正

令和2年3月16日告示第53号

令和5年3月31日告示第67号

令和6年3月19日告示第32号

令和8年3月3日告示第16号

肝付町空き家バンク登録推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の空き家の有効活用及び肝付町空き家情報登録制度「空き家バンク」制度要綱（平成27年肝付町告示第28号）第2条第3号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の促進を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する肝付町空き家バンク登録推進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家バンクに登録している空き家をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成の対象者は、平成29年4月1日以降に空き家バンクに物件登録した空き家の所有者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 継続して3年以上空き家バンクに登録すること。
- (2) 町税の滞納がないこと。

(助成金額等)

第4条 助成金の額は、3万円とする。

2 助成金の交付は、1の登録物件に対して1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、肝付町空き家バンク登

録推進助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税の納税証明書
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、空き家バンクに登録した日から90日間を期限とする。ただし、提出の遅延にやむを得ない事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、申請者に係る第3条各号に掲げる要件を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは肝付町空き家バンク登録推進助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第7条 前条による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、助成金の交付を受けようとするときは、肝付町空き家バンク登録推進助成金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、交付決定者が、空き家バンクに登録した日から3年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している助成金があるときは、その全部又は一部返還を命ずることができる。ただし、町長が特別な事情があると認める者については、この限りでない。

- (1) 制度要綱第7条第1項の規定により空き家登録を抹消されたとき。
- (2) 空き家を売却したことにより所有権を移転し、当該空き家の所有者でなくなったとき。
- (3) 第3条第2号の要件に該当しなくなったとき、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。
- (4) 自己の利益のために当該空き家を利用したとき。
- (5) 3親等以内の親族に売却又は賃借したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請した者で当該交付申請に係る交付決定を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和2年3月16日告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第67号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日告示第32号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月3日告示第16号)

この告示は、公布の日から施行する。